

# 広報あち



おしらせ版

4月

(平成26年) 2014.04 No.13

発行・編集:阿智村役場 〒395-0303 長野県下伊那郡阿智村駒場483番地 TEL.0265-43-2220 FAX.0265-43-3940  
ホームページ <http://www.vill.achi.nagano.jp/> 阿智村の人口【4/1現在】(人口) 6,681人 男 3,224人 女 3,457人 (世帯) 2,347戸

## お知らせ

### 平成二十六年 第二次狂犬病予防注射の 実施について

狂犬病予防注射(第二次)を実施しますので、一次で受けなかつた方は必ず受けるようにしてください。予防注射の済んでいない犬の飼い主の皆さんにはハガキが届きますので、内容を確認して頂き、最寄りの会場へ必ず持参して頂くようお願い致します。  
〔該当犬〕  
生後三ヵ月(九十一日目)を過ぎた犬

#### ◎料金

一頭につき三、三〇〇円

#### ◎新規登録料金

一頭につき三、〇〇〇円

※料金は、おつりのいらないうちに準備してください。

#### ◎ハガキ

記載内容に誤り・変更があった場合は朱書きで訂正してください。

※新規登録の方は、当日会場にて登録を行いますのでハガキは届きません。

※当日ハガキを忘れると再交付に時間が掛かります。注射の順番が後になりますので御了承下さい。

#### 〔その他〕

・犬の死亡・飼い主の変更・住所変更等ある場合は、民生課へ届け出をして下さい。  
・注射が終わるまで、ハガキを無くさないよう大切に保管して下さい。

犬の健康に異常のある場合、及び過去に狂犬病予防注射後に異常を起こしたことがある犬は、動物病院で接種して下さい。

#### ●お問い合わせ

民生課保健係

☎四三二二二二〇

(内線二四二)



### 平成26年度 第2次狂犬病予防注射日程表

月 日	場 所	時 間
5月25日(日)	中関高齢者生きがいセンター前	午前 8:40 ~ 8:50
	下郷集会所駐車場	" 9:00 ~ 9:10
	寺尾ポンプ小屋前	" 9:20 ~ 9:30
	園原 月見堂前	" 9:50 ~ 10:00
	上清内路診療所前	" 10:20 ~ 10:30
	大野集会所前	" 10:50 ~ 11:00
	恩田 代田眞信さん宅前	" 11:10 ~ 11:20
	浪合振興室駐車場	" 11:25 ~ 11:30
	中央公民館前	" 11:50 ~ 12:00

★ 時間等お間違えのないようよろしくお願いします。

★ 会場には一度に多くの犬が集まります。事故等がないよう飼い主の責任において対応して下さい。

**みなさんの健康づくり活動を応援します！**

**トリプルA (Achi Active Ageing) サポート事業**

村民のみなさんが自主的に行う健康づくりのための運動や学習を支援します。お気軽にお問い合せください。

**(内容)**

有料の指導者を招いて自主的に行う、健康づくりのための運動や学習会の指導料を(一回につき五、〇〇〇円を限度に、一年度十二回まで)実費補助。

**(対象)**

健康づくりの事業を行う概ね十人以上の集まり

**例えば：**

- ・ 地域(部落毎、地区毎、気の合う仲間同士)で健康体操、エアロビクス、ウォーキング等を行う団体。
- ・ 部落の常会や村内の事業所が、健康づくりの体操や学習を行う場合 等。

※村・関係団体から補助・助成を受けている団体は対象となりません。

●お問い合わせ

民生課健康増進係

☎四三二二二二〇(内線二二九)

**「村民健康実態調査」にご協力をお願いします！**

昨年度から、すべての村民のみなさんの、保健行政の指針となる健康増進食育計画を、「乳幼児期」「あちっこ期」「青年期」「壮年期」「高年期」の五つのライフステージに分かれ、総勢六十五名のメンバーで策定しています。

現在、全ライフステージにおける阿智村民の健康実態調査を行っています。各機関や地区の役員さんを通して、調査のご依頼をさせていただきます。調査があるかと思いますが、これからの阿智村の健康づくり政策の基礎となりますので、何卒ご協力いただけますようお願い申し上げます。

●お問い合わせ

民生課健康増進係

☎四三二二二二〇(内線二二九)

**平成26年度 阿智村営診療所の診療時間**

各診療時間内に受診ください

診療所名	月	火	水	木	金	医師
伍 和		9:00~11:30		9:00~11:30		天野先生
		13:30~16:30		13:30~16:30		
智里東		10:40~11:40				橋上先生
智里西		9:30~10:30				橋上先生
浪 合	8:30~11:30		8:30~11:30		8:30~11:30	天野先生
	13:30~17:00		13:30~17:00		13:30~17:00	
上清内路	9:30~10:30				9:30~10:30	橋上先生
下清内路	10:40~11:40				10:40~11:40	橋上先生

診療所の電話番号 伍和診療所 **43-2507** 智里東診療所 **43-2075** 智里西診療所 **44-2002**  
浪合診療所 **47-2200** 上清内路診療所 **46-2304** 下清内路診療所 **46-2114**

○お問い合わせ等は各診療所の診療時間内をお願いします。都合により休診することもありますので予めご了承下さい。

※休診のお知らせ

5月12日(月)~16日(金)は伍和診療所・浪合診療所については、医師不在のため休診となります。

## 「経営所得安定対策」に 加入しましょう

対象者は生産数量目標に従って生産する販売農家になります。左記の内容で交付金が出ますので、すでに営農計画書を提出された方で、新たに加入を希望される方は役場農政係まで相談ください。

### ○米の直接支払交付金

七、五〇〇円／一〇a（定額）

※水稲共済加入が必要

### ○水田活用の直接支払交付金

転作助成金（産地交付金含む）として、作物ごとの単価で交付

### ○畑作の直接支払交付金

畑作で作る大豆、そば、麦等も条件（出荷契約・品質検査等）を満たせば交付

### ●お問い合わせ

ふるさと整備課農政係

☎四三二二二二〇（内線二二六）

## 「大規模防護柵」の 設置について

村では、将来にわたって農地を耕作していく意志を持つ地区で、事前の準備と設置後の管理ができる地区に大規模防護柵の設置を行っています。平成二十七年を一つの区切りと考えています。このため設置を希望される地区は、八月中を目途に係まで相談してください。

### ●お問い合わせ

ふるさと整備課農政係・林務係

☎四三二二二二〇（内線二二六）

## 「人・農地プラン」について

「人・農地プラン」とは、人と農地の課題を解決するための「未来の設計図」です。

未来の設計図とは、いわゆる農地を荒らさないための将来の利用集積図を作成することです。国の支援等活用できる場合がありますので、集

落に新たに農業を始められる方や研修など就農のための準備をされている方がいらっしゃれば係まで相談ください。

### ●お問い合わせ

ふるさと整備課農政係

☎四三二二二二〇（内線二二六）

## 「ご存知ですか？」 「農業に使用する 軽油引取税の免税制度」

農業用の機械等に使用する軽油については、免税証の交付などの手続きを受けた場合に限り、軽油引取税を免税とすることができます。

### 〈対象となる農業用の軽油〉

農業を営む者（農作業のうち基幹的な作業（専ら機械を使用して行われるもの）のすべての委託を受けて農作業を行う者を含む）が使用する耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械及び畜産用機械の動力源に使用する軽油

### 〈免税手続き〉

- ①あらかじめ長野県知事から「免税軽油使用者証」の交付を受けます。（有効期限は二年以内）
- ②免税軽油の数量、引取予定販売事業者名等を記載した申請書を県知事に提出し「免税証」の交付を受けます。
- ③石油販売業者に「免税証」を提示し、免税軽油を購入します。
- ④「免税軽油使用者証」の交付を受けた者は、県において定める期日までに購入した数量等を報告します。

税率は三・一円／リットルとなっています。例えば一、〇〇〇リットルを使用する場合は三三・一〇〇円の効果となります。

※免税軽油の対象機械及び申請書類等については、上伊那地方事務所税務課まで相談ください。

### ●お問い合わせ

上伊那地方事務所税務課

☎〇二六五―七六―六八〇七

## 家きん飼養者の飼養状況の報告について

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対応を迅速にするため、家畜伝染病予防法に基づき、家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）飼養者は毎年飼養状況を報告することが義務付けられています。なお、一羽から対象になります。該当される方は係まで相談ください。

### ●お問い合わせ

ふるさと整備課農政係  
☎四三二二二〇（内線二二六）

## 林務関係のお知らせ

○松くい虫の防除にご協力をお願いします

法律により、松くい虫によるアカマツの被害を防除するために、被害が発生したアカマツを伐採し、薬剤によるくん蒸を実施します。

松くい虫（マツノマダラカミキリ）は、六月末から七月にかけて蛹室か

ら脱出し、他の健全木へ移り被害を広げているため、六月中に駆除を完了しなければなりません。

被害拡大防止と、放置した場合は風倒木となり、場所によっては危険木となる場合がありますので、被害の発生した山林所有者におきましては、駆除作業のための山林立ち入りについてご理解とご協力をお願いします。

○竹林等環境林整備希望地を募集します

降雪の際の竹の倒伏や、道路の日影解消など、生活路線等に影響のある山林（竹林）を森林税関連事業により整備します。

所有者や、申込者の費用負担はありませんが、次の事項を条件として部落、（集落）の代表の方が申し込みください。

- ・土地の所有者が事業実施に同意し、整備後の管理については所有者、又は地区で責任をもって行えること。
- ・概ね一〇〇㎡以上の面積がまとまっていること。

申し込みの期限は定めませんが、現状の状況などを確認の後、優先順位をつけて随時実施して行く予定です。

○みどりの募金に協力をお願いします

平成二十六年みどりの募金運動が六月末までの期間で実施されています。

役場窓口及び、各振興室の窓口へ募金箱を設置して窓口募金を行いますので、立ち寄りの際は募金の協力ををお願いいたします。

集まった募金は、新入学生への緑化木プレゼント、公共施設の緑化事業や緑化苗木の頒布会、みどりの少年団育成などに使用されています。

### ●お問い合わせ

ふるさと整備課 林務係  
☎四三二二二〇（内線二二二）

## 定住支援センターからのお知らせ

定住支援センターでは、村内にお住まいの方や、村外から移住されて来る方が、この阿智村に住み続けて頂くことを目的として、役場庁舎一階に「定住支援センター」を設置し、定住支援を行っています。住宅相談、空き家活用、住宅新增改築支金、若

者定住用分譲住宅地など、各種定住相談をお受けいたしますので、お気軽に定住支援センターまでご連絡下さい。

### ○定住支援制度について

#### 一、住宅建築関係の支援

■若者定住住宅新增改築等支援金  
年齢四〇歳以下の方を対象に、定住を目的として、住宅を新築・増築・改築また、空き家や住宅用地の取得をされる方に最大二〇万円まで支援します。

（期間：平成二八年三月末まで）  
■集落定住者維持住宅新增改築等支援金  
年齢四一〜五〇歳までの方を対象に定住を目的として、住宅を新築・増築、また、空き家や住宅用地の取得をされる方に最大一四〇万円まで支援します。高齢化率四〇%以上の特定集落等にお住まいの方は、この制度の年齢制限はありません。

（期間：平成二八年三月末まで）

#### 二、空き家関係の支援

■空き家情報活用制度  
集落内の空き家を活用し定住者を

増やすため、「阿智村空き家情報活用制度」を行っています。

集落内の空き家で賃貸や売買可能な物件について、所有者に空き家登録を行って頂き、空き家利用を希望される方に情報を提供しております。古民家をご希望される方も多くありますので、古い建物の登録も致します。是非、空き家情報活用制度へのご登録をお願いします。

■ぬくもりの田舎暮らし推進事業補助金

定住支援制度について空き家の賃貸・売買をするために必要な整備（ゴミの処分、水道設備や、雨漏りの修繕）などの経費に対して、その物件の所有者へ最大二〇万円まで支援します。

三、イターン者受け入れ集落支援

■イターン受け入れ集落支援金

高齢化率四〇%以上の特定集落等で、村外からのイターン者を迎え入れた集落に対して、イターン者を快く受け入れて頂くことを目的とし、受け入れ一件につき、集落に五万円支援いたします。

○人口を維持するために村民のみなさんをお願いしたいこと

村の人口は、平成二十三年四月に六、九百七人であったのが、平成二十六年四月には六、六百八十一人と、この三年間で二、三六人減ってしまいました。多い年では、年間に一九人も減っており、このまま人口が減りつづけると一〇年後には、約一、〇〇〇人以上の人が減ってしまうことが考えられます。人口が減り続けると、集落の維持ができなくなったり、村内の経済活動が後退したり、行政サービスが縮小したりと、不便で住み難い村となってしまうことも予想されます。

そのため、これからも定住支援に力を入れて参りますが、今の人口を維持するために、引き続き、御協力をお願い致します。

人口を維持するためには、

- ・村にお住まいの方が、これからも元気でこの村で暮らす。
- ・お子さんやお孫さんに、この村に残ってもらおう。

- ・お婿さんやお嫁さんに来てもらう。
- ・村外にいる子供や兄弟、親戚などに戻って来てもらう。

・阿智村へ移住を希望される方を迎え入れる。  
みなで魅力ある住み易い村をつくりましょう。

●お問い合わせ

定住支援センター  
☎四三一一二二〇

## 調査に伴う私有地内への立ち入りをお願い

村では、土地等の維持管理や利用状況の把握など各種計画に利用することを目的として合併後における地形図を作成します。作成にあたっては、航空機で撮影した航空写真を使い、道路、河川、建物などの地形形状の現地調査を実施致します。

調査に際しましては、私有地に立ち入らざるを得ない場合もございますので、調査の主旨をご理解いただき、立ち入りにつきましてご了承を

お願い致します。

なお、調査員は身分証明書を携帯し、「調査中」の腕章を着用して調査を行います。

今回の調査において、ご不明点等ございましたら、阿智村役場ふると整備課までお問い合わせください。

(調査箇所)

阿智村全域

(調査期間)

平成二十六年五月～十月(予定)

(調査委託先)

(株)藤測

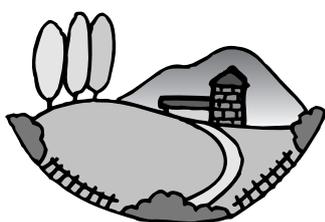
飯田市鼎上山四〇四〇一

☎三三一一五三三

●お問い合わせ

ふるさと整備課管理建設係

☎四三一一二二〇(内線二三七)



## 二、三月に村内八地区で行った村政懇談会の 主な内容をお知らせします

【質問・意見】大雪の警報、除雪の状況等を広報で流し、住民に情報を伝えてほしい。

【回答】経験のない大雪で、除雪が思うように進まずご迷惑をかけました。除雪の状況等可能な限りお知らせします。

【質問・意見】地元で重機等持っている人がいるので、事前に協力をお願いしてはどうか。

【回答】今後対応を考えていきたい。なお、地元で機械を使って除雪した場合、一時間当たり一、二〇〇円を補助します。四月の行政嘱託員会で説明して周知を行います。

【質問・意見】大雪も含めて、災害対応のマニュアルを作って家庭に配布してほしい。

【回答】二月の文書配布で、防災の手引き案を全戸配布しました。皆様のご意見を記入いただき、村にお寄せください。

【質問・意見】除雪について、地域で除雪を行った場合の事故、例えば車に当たってしまった場合など補償はどうなるのか。

【回答】村がお願いして、ボランティアでやってもらっているという位置づけができれば、村が加入している総合賠償保険の対象になります。従事者の名簿等の整備は必要になります。

【質問・意見】雪害で被害を受けたハイハウスの補助の内容は。

【回答】国の補助が報道されており、村でも補助していく方針です。詳細は決定次第お知らせします。

【質問・意見】全村博物館構想の中で、全村博物館協会とはどんな活動を行うのか。

【回答】全村博物館構想の推進母体になると考えています。

【質問・意見】全村博物館構想について、協会ができてガイド等の教育が

進むと聞いているが、予算付けはどうなっているのか。

【回答】三月の条例化をめざしてきたが、色々な意見を聞く中で、もう少し検討することとしている。新年度に再度考えていきたい。

【質問・意見】防災備蓄資材が配布されているが、その備蓄倉庫を検討してほしい。

【回答】部落によっては、集会所のないところもあり、置く場所がないという意見もあります。村では指定避難所への設置を優先的に言い、その後、置き場所のない部落とは相談していきます。

【質問・意見】機能性食品工場の状況はどうか。知らないうちに止めているところがないようにしてほしい。

【回答】昨年の十月から、「きくいも」の郷」という法人が引き継いで運営しています。

【質問・意見】一般廃棄物処分場の内容はどうか。

【回答】一般廃棄物は現在、民間業

者に処分を委託しているが、委託業者を探している状況のため、村内で安定的に処分を行うものです。場所の選定を含めて新たな調査を行います。

【質問・意見】観光協会に多額の予算が組まれているが、具体的に何をやるか見えてこない。

【回答】これまででは、エリアサポートなどいくつかの窓口に補助金を出していました。今回観光協会への補助金に一本化したので大きくなっています。スタービレッジなど新しい視点からの全国発信や昼神温泉カイドセンターの窓口業務、関東方面への告知など集中的に取り組んでいます。

【質問・意見】リニアについては、期待も不安もある。残土運搬の問題など早めに情報を出してほしい。

【回答】リニアの残土は清内路だけでも七十万立米出る。それがすべて昼神を通ると一日に二六〇台の運搬車を通る。第一に住民の安心、安全を中心に考える。残土運搬の心配と、残土をどう利用して開発を進めるのかという発想がある。条件提示はしっかりしていく。情報は流していきたい

いし、残土の活用についてのご意見もいただきたい。

【質問・意見】産業振興公社がJAから出ることになるが、JAとの連携が心配。

【回答】事務所は移っても、当然連絡は密に取り合って、技術指導など連携して行っています。

【質問・意見】村づくり委員会は毎年一〇〇万円の予算だが、活動が盛んなら足りなくなる。中身を精査する上で、必要な場合は積極的に補正してもらいたい。

【回答】一〇〇万円では足りなくなることが予想される。内容を精査する上で、必要ならば補正を考えます。

【質問・意見】工業団地の購入予算があるが、活用方法は決まっているのか。

【回答】旧KOA跡地の取得を予定しています。ある特定の企業と話ができてくるかどうかでなく、インターからも近く、立地も良いので取得しておくつもりです。

【質問・意見】中学校体育館の横に、共同調理場が建設されるが、学校の敷地内にできるのに、中学校の給食は車で運搬すると聞いたが、直接搬入できるように考え直してほしい。

【回答】当初渡り廊下を使ってコンテナを運ぶ計画をしたが、建築基準法により体育館から一〇m離さなければならなくなった。エレベーターを使い二階から運ぶ案も出たが、費用が多額で、ランニングコストも余分にかかるため、車で運搬する計画となった。

【質問・意見】台風災害の復旧で、農地の復旧は耕作に間に合うのか。

【回答】大雪のため一ヶ月遅れてしまった。耕作の時期から遅れる可能性はある。業者又は役場から工程をお知らせし、相談させていただきます。

【質問・意見】若者定住で、住宅新増改築等支援金について、実績はどれくらいか、また、支援金の増額はできなののか。

【回答】平成十六年度から制度が始まり、一億円近い補助金を支出しています。若い人に、より多く定住し

てほしいが、個人の財産に支援することであり、額の判断は難しい。この制度は平成二十六年から二年間継続となりました。

【質問・意見】国保税が高くなっている。介護保険も値上がりした。原因は何か。

【回答】国保税が高くなっているのは、医療費がアップしていることが原因。これを抑えるため、健診、保健指導を進めています。介護保険については、次期料金決定にあたり、重症者が減っていることなどから、二十七年度は引き上げずにいけると見えています。

### ●お問い合わせ

総務課

☎四三二二二〇（内線二七〇）



阿智村東山道

園原ビジターセンターはつき木館

### 春季企画

### 炭焼吉次伝説と春の園原展

#### 春季企画

炭焼吉次伝説と春の園原展

#### 会期

五月三十一日（土）まで

今回の展示は、春の園原散策を楽しんでもらいたく、園原の炭焼吉次伝説の由来と園原に残る伝説地をパネルで案内しています。駒つなぎの桜見物と共に、ぜひご覧ください。  
入場無料

### ●お問い合わせ

阿智村東山道・園原ビジターセンターはつき木館

☎〇二六五―四四―二〇一一

#### 【開館時間】

九時三十分～十六三十分

#### 【休館日】

火曜（祝日の場合、翌日休館）

<http://hahakigi-kan.jimdo.com>

## 巡回バス 伍和・智里東線の経路図の誤りについて

全戸にお配りしてあります、四月一日からの時刻表の裏面、経路マップの一部に誤りがありました。

マップでは、伍和・智里東線の栗矢お宮前～丸山間の経路が昨年度と異なっていますが、今年度変更はしていません。

経路マップが間違っていますので、お詫びして訂正いたします。

### ●お問い合わせ

総務課庶務係

☎四三ー二二二〇（内線二七一）

伍和・智里東線の経路図の正誤図



## 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」の施行を迎えて

―国境を越えた子どもの連れ去りなどの問題解決のために―

～平成二十六年四月一日から施行されました～

### この法律は何を定めているの？

この法律は、国際結婚が破綻した夫婦間で子どもの奪い合いが起きた際のルールを定めた「ハーグ条約」の日本国内における手続を定めています。

具体的には、子どもの返還を確保

するための必要な援助などを行うための国の機関として外務大臣を指定すること、日本に子どもが連れ去られた場合には、東京家庭裁判所又は大阪家庭裁判所が子どもを元の国に戻すかどうかを決めることなどを定めています。

### 日本人がトラブルの当事者になることはあるの？

日本人が外国から日本に子どもを無断で連れ帰ってしまうケースや日本から外国に子どもを連れ去られてしまうケースが考えられます。

前者の場合には、連れ去られた一方の親から日本の裁判所に子どもを元の国に戻すための裁判が申し立てられる可能性があります。

後者の場合には、子どもを連れ去られた親などは外務大臣に対し、返還のための必要な援助を求めることが出来ます。なお、この場合には、子どもを日本に戻すための手続は、連れ去られた外国の手続によることとなります。

### 子どもを元の国に戻すための裁判手続はどうなっているの？

裁判手続の特徴をいくつかご紹介します。

●手続を行う家庭裁判所は、東京家庭裁判所又は大阪家庭裁判所になります。

●審理は非公開で行われます。

●電話会議・テレビ会議システムを利用することができます。

●ハーグ条約について、詳しく知りたい方は外務省のウェブサイト

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaikou/hague/>)をご覧ください。

●子の返還の裁判手続について、詳しく知りたい方は東京家庭裁判所のウェブサイト

(<http://www.courts.go.jp/tokyo-f/index.html>) 又は大阪家庭裁判所のウェブサイト

(<http://www.courts.go.jp/osaka/index.html>) をご覧ください。

### ●お問い合わせ

長野地方裁判所事務局総務課庶務係  
☎〇二六ー四〇三ー二〇〇八

## 憲法週間を迎えて

裁判所では、五月三日の憲法記念日を中心とした五月一日から七日ま

# 募集

で憲法週間と定めています。これは、憲法の精神や司法の役割を国民の皆さんに理解していただくことを目的とするものです。

全国各地の裁判所では、例年この時期に、法定等の見学ツアーや各種説明会などの憲法週間行事を積極的に行っていますので、是非ご参加いただき、裁判所をより身近に感じ、裁判所や裁判についての理解を深めて頂ければ幸いです。

各種行事については、裁判所ウェブサイトをご覧ください。最寄りの裁判所の総務課にお問い合わせ下さい。皆さんのご参加を心よりお待ちしております。

## ●お問い合わせ

長野地方裁判所事務局総務課庶務係  
☎〇二六―四〇三―二〇〇八  
裁判所ウェブサイト  
(<http://www.courts.go.jp/>)

## 村営住宅の入居者募集

村営住宅の入居者を募集します。募集住宅名・戸数・間取り等は左記のとおりです。入居を希望される方は、定住支援センターまでご連絡下さい。

住宅名	戸数	間取り	地区名	条件等
定住促進堀上住宅	1戸	3LDK	清内路	・定住促進住宅 ・世帯向け
アラヤ第一住宅	2戸	3DK	清内路	・公営住宅 ・世帯向け ・所得制限有り
定住促進川裾住宅	1戸	2LDK	清内路	・定住促進住宅 ・世帯向け
上町団地	1戸	3LDK	浪合	・定住促進住宅 ・世帯向け

## ●お問い合わせ

地域経営課定住支援センター  
☎四三―二二二〇(内線二二三)

## 平成26年度 自衛官等募集案内

区分	資格	受付期間	試験期日
陸上自衛官(看護)	看護師免許を有し、保健師又は助産師免許を有する者(見込含)で36歳未満の者	9月1日～9月30日	11月29日
航空学生	高卒(見込含)21歳未満の者	8月1日～9月9日	1次 9月23日 2次 10月18日～23日 3次 11月15日～12月18日
一般曹候補生	18歳以上27歳未満の者	8月1日～9月9日	1次 9月19・20日 2次 10月9日～15日 ※いずれか1日を指定されます。
自衛官候補生	男子	年間を通じて行っております。	受付時にお知らせします。
	女子	18歳以上27歳未満の者	8月1日～9月9日 9月25日～29日 ※いずれか1日を指定されます。
防衛大学校学生	推薦	高卒(見込含)21歳未満の、成績優秀かつ生徒会活動等に顕著な実績を納め、学校長が推薦できる者	9月5日～9月9日 9月27・28日
	総合選抜		9月5日～9月9日 1次 9月27日 2次 11月1・2日
	一般(前期)	高卒(見込含)21歳未満の者(自衛官は23歳未満)	9月5日～9月30日 1次 11月8・9日 2次 12月9～13日
	一般(後期)		27年1月21日～1月30日 1次 27年2月28日 2次 27年3月13日
予備自衛官補	一般	18歳以上34歳未満の者	10月3日～6日
	技能	18歳以上で国家免許資格等を有する者(資格により53歳未満～55歳未満の者)	7月1日～9月19日 ※いずれか1日を指定されます。

※平成26年度の募集人員につきましては、決定次第、自衛官募集ホームページ等でお知らせします。

詳しくは、自衛隊長野地方協力本部飯田出張所(飯田市大久保町2637-1、国合同庁舎1F) ☎22-2613

# 平成26年度 村税等納期の一覧

月	口座振替の日 ※口座振替の依頼をいただいている方のみ	村県民税		固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税		介護保険料 (65歳以上の第1号被保険者)		後期高齢者医療保険料			
		普通徴収	年金特別徴収			普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収		
4月	4月25日(金)			1期(4/30)									
5月	5月26日(月)				1期(6/2)	1期(6/2)		1期(6/2)					
6月	6月25日(水)		1期(6/30)			2期(6/30)		2期(6/30)					
7月	7月25日(金)												
8月	8月25日(月)		2期(9/1)			3期(7/31)	4月、6月、8月、10月、	3期(7/31)	4月、6月、8月、10月、	1期(7/31)	4月、6月、	1期(7/31)	4月、6月、
9月	9月25日(木)					4期(9/1)		4期(9/1)				2期(9/1)	8月、10月、
10月	10月27日(月)		3期(10/31)			5期(9/30)	12月、2月の	5期(9/30)	12月、2月の	3期(9/30)	3期(9/30)	3期(9/30)	12月、2月の
11月	11月25日(火)					6期(10/31)	年金支給時	6期(10/31)	年金支給時	4期(10/31)	4期(10/31)	4期(10/31)	年金支給時
12月	12月25日(木)					7期(12/1)	年金支給時	7期(12/1)	年金支給時	5期(12/1)	5期(12/1)	5期(12/1)	年金支給時
1月	1月26日(月)		4期(2/2)			8期(1/5)	に天引きと なります。	8期(1/5)	に天引きと なります。	6期(1/5)	6期(1/5)	6期(1/5)	に天引きと なります。
2月	2月25日(水)					9期(2/2)		9期(2/2)			7期(2/2)	7期(2/2)	
3月	3月25日(水)					10期(3/2)		10期(3/2)			8期(3/2)	8期(3/2)	

※( )内は納期限

※口座振替の日に残高不足等で振替ができなかった方については、翌月の5日(休日の場合は翌営業日)に再振替をさせていただきます。(ゴールデンウィーク、年末年始明け等の再振替は、5日より遅れる場合がありますのでご承知おきください。)

**税金・料金は納期限までに納めましょう。**

《見やすい場所に貼ってご利用ください》

# こっこクラブからこっこ学級（幼児食教室）へ名称変更

民生課管理栄養士より

村では乳幼児を持つ親子を対象とした様々な料理教室を開催しています。昨年度まではこっこクラブ（自主グループ）として行っていた料理教室ですが今年度からこっこ学級に名称を改め、村が主体の幼児食教室として行っていくことになりました。ひよっこ学級を卒業したらこっこ学級に参加しましょう♪詳細は役場管理栄養士までお気軽にお問い合わせください♪

## ひよっこ学級（離乳食教室）

- ・5、6か月頃から離乳食完了（12か月～18か月頃）のお子さんを持つ親子対象の料理教室。
- ・年10回開催。
- ・親の食事を作りながら離乳食を作ります。
- ・参加したい月に申し込みの上ご参加ください。



## こっこ学級（幼児食教室）

- ・1歳～2歳児のお子さんを持つ親子対象の料理教室。
- ・年9回開催。
- ・幼児食って!? 子どもの食に対する疑問や食品表示などについて学習して幼児食を作ります。
- ・参加したい月に申し込みの上ご参加ください。



## わくわくキッチン（食事学習会）

- ・1歳半～就園児のお子さんを持つ親子対象の料理教室。
- ・五平もちやおはぎなどの郷土食、おせち料理などの行事食を作ります。
- ・年3回開催。



かまぼこの飾り切り▶

今月は春キャベツを使った簡単レシピを紹介します。春キャベツは甘くて柔らかく、ビタミンC、カリウム、食物繊維を含みます。注目したいのはビタミンU(別名キャベジン)！キャベツから発見された栄養素で胃の粘膜を治し、消化吸収を助けます。とんかつの付け合せにキャベツはつきものですがこれはもってこいの組み合わせです。外の葉に栄養素を多く含むので捨てずに食べましょう♪また、緑の濃いものの方がカロテンを多く含むので選ぶときは色の濃いものをえらぶと良いですね。

## 春キャベツのお好み焼き風

- 《材料》 4人分
- キャベツ ……3～4枚
  - 青のり ……適宜
  - 桜えび ……適宜
  - かつお節 ……適宜
  - マヨネーズ ……適宜
  - ソース ……適宜
  - 紅ショウガ ……お好みで

### 《作り方》

- ①キャベツはざく切りにする。
- ②さっと水にくぐらせて電子レンジで3～4分加熱する。
- ③キャベツの水分をしっかり絞ってからお皿に盛り付けお好みでAをかける。○○○



お好み焼き味で子どもに人気な味付けです♪

# 子育ての支援をしています。 お子さんの成長に合わせて事業をご利用ください。



子育て支援室では保健センターで年齢に合わせた教室や子ども広場の開催を行っています。それぞれの発育・発達確かめをしたり、一緒に遊んだり、情報を得る学習やお母さん方の交流をしていきます。積極的に参加をしていただいで、一緒に子育てをしていきましょう。

## ◎子ども広場は楽しいよ!!

### <子ども広場>

\*毎週木曜日の午前中 保健センター 2階  
誰でも自由に使えます。 スタッフがおります。  
季節の遊びや歌、絵本の提供をします。  
心配ごとの相談もお受けします  
(木曜日以外でも空いている時には使えます。)  
集まったお母さん方で時間を共有して、お友達に  
なりましょう。



### <集いの広場>

《浪合・わくわく》  
\*月はじめの火曜日を主に月1回  
浪合支所 2階  
《清内路・うきうき》  
\*月の後半の火曜日を主に月1回  
清内路公民館2階 (前図書室)



## ◎子育ての教室で自信をつけよう!!

### (すくすく) 自由参加

お誕生を迎える頃までの子どもさんとお母さんの教室です。月齢によっていろいろなことを獲得して発達する時期です。

健診での成長の確かめとともに子どもさんとの接し方を学び、お母さんのリフレッシュもしていきます。



### (つぼみ) 登録制：5月開始

1歳児の教室です。歩けるようになった子どもさんはぐんと世界が広がります。遊びの幅を広げ、親子でスキンシップをたくさんとって、楽しい子育てのヒントにしましょう。

### (さくらんぼ) 登録制：5月開始

2歳児の教室です。言葉が増えてお友達にも関心が出てくる時期です。保育園に入園する前の好奇心旺盛な時期をたのしく過ごしましょう。毎月シールを貼ったり、誕生日のお祝いもします。



## ◎困ったときには・・・

「病院に私が行きたいんだけど・・・」「急な用事ができた」  
「ちょっと連れていくには心配で、見ていてくれる人がいればいいのに」 そんなとき!!

### 一時保育でお預かりします。

主にあふち保育園内  
保育園が開園している日に  
利用料：1時間 500円



### 保育サポート「おひさま」が応援します。

日時・場所については依頼者の必要に応じます。  
利用料：1時間 600円  
サークル活動など集団でのお預かりも可能です。  
サポーター1人につき 1時間 800円



どちらも登録が必要です。

【お問い合わせ・お申込先：子育て支援室 ☎ 45-1232】

# 子育てカレンダー

2014年5月



日	月	火	水	木	金	土
				1 ☆★	2 ☆★☼	3 憲法記念日 (使用不可)
4 みどりの日	5 こどもの日	6 振替休日	7 ☆★ わくわく ちびっこ伍和保	8 ☆★ こども広場	9 ☆★☼ たんぽぽ教室	10 (使用不可)
11	12 ☆★	13 ☼ つぼみ教室 3歳児健診	14 ☆★ ひよっこ学級 ちびっこ清内路保	15 ☆★ こども広場 12ヵ月相談	16 ☆★☼ すくすく	17 ☆ ブックスタート
18	19 ☆★	20 ☆★ さくらんぼ教室 ちびっこ浪合保	21 ☆★	22 ☆★ こども広場 ちびっこ智里東保	23 ☆★☼ ちびっこあふち保	24 (使用不可)
25	26 ☆★	27 ☼ うきうき 乳幼児健診 ちびっこ智里西保	28 ☆★ こっこ	29 ☆★ こども広場	30 ☆★☼	31 (使用不可)

- ☆：午前保健センター2階使用可能
- ★：午後保健センター2階使用可能
- ☼：心理士さんがいます

問合せ先：民生課健康増進係 保健師 TEL 43-2220 (内線228・229)  
教育委員会 子育て支援室 TEL 45-1232

(都合により日程が変更になる場合があります。ご承知おきください。)



## 「ちびっこ広場」がはじまります。

保育園では毎年、園庭や遊戯室を解放しています。広いお庭や砂場で遊んだり、いろいろな遊具を使ってみたり、保育園のお友達とも一緒に過ごしたりと楽しい経験ができます。村内には6つの保育園があります。どこの保育園でも参加できます。各保育園の予定はその月の子育てカレンダーで確かめてお出かけください。

Q：「何時からいつでもいいんですか？」

A：午前9時から遊べます。早めにいけば満足できますね。

Q：「どんなことをするんですか？何歳からいけるの？」

A：お天気が良ければ、外で砂場遊びや体操リズム遊びへの参加、絵本・紙芝居・季節の遊び・園児との交流もできます。よちよち歩きの1歳児頃から大丈夫！

Q：「初めてだから、心配で…」

A：各園の保育士や子育て支援室のスタッフがいます。困ったら声をかけてください。

5月	保育園ってどんなところかな？あそんでみよう。
6月	砂・水・泥んこであそぼう！（着替えをもってきてね）
7月	水であそぼう！（水着・タオルを用意してね）
8月	
9月	お外でいっぱいあそぼう！
10月	散歩に出かけよう（歩きやすい服装・靴でね。水分も忘れずに）
11月	保育園の給食を食べてみよう（ご飯を持ってきてね）
12月	みんなであそぼう！お部屋の中も楽しいよ。
1月	最後のちびっこ広場だよ。みんなであそぼう！

※おやつやおもちゃは持ってこないでね  
※携帯電話、メールの使用は遠慮して子どもさんと一緒に時間を大事にしましょう。



# チャレンジゆうAchi通信

No.56  
平成26年 4月20日

## H26年5月1日～H26年5月31日のスケジュール

日	月	火	水	木	金	土
				1 	2 	3 憲法記念日
4 みどりの日	5 こどもの日 	6 振替休日	7 社交ダンス	8 エンジョイ ウォーキング アロマヨーガ	9 陸上(初回) 空手 フラダンス	10 百名山を楽しもう(双子山)
11 ソバ打ち	12 水泳(初回) 	13 基礎トレーニング(初回) ソフトボール 太極拳 ソフトJrテニス	14 中国語 社交ダンス	15 	16 陸上 空手 フラダンス	17 
18	19 水泳 英会話	20 ソフトボール 基礎トレーニング ソフトJrテニス	21 中国語 華道 社交ダンス	22 アロマヨーガ	23 陸上 空手 フラダンス	24
25	26 水泳 英会話	27 基礎トレーニング ソフトボール 太極拳 ソフトJrテニス	28 中国語 社交ダンス	29	30 陸上 空手 フラダンス	31

### チャレンジゆうAchi 情報

**5月より新しい講座が始まりました** 受講料等詳しくは お問い合わせ下さい

- **社交ダンス「楽しくワン・ツーステップ」**  
毎週水曜日 13:30～14:00 19:00～20:00  
指導者：若山晶子先生です
- **アロマヨーガ「心身の健康づくりヨーガはいかがですか」**  
第2・第4木曜日 19:00～21:00  
指導者：舟橋篤良先生です
- **4月開催中の講座**  
空手4/4～・ソフトテニス4/15～・  
フラダンス4/11～ 絵画教室は4/30です。



### 平成26年度 チャレンジゆうAchi

入会申し込みを行っています。継続の方、新規入会の方、声を掛け合い、生活に色を添えてみませんか？

年会費	個人	2,000円
	ファミリー (3人以上)	5,000円

ふくまるくんのポイントがつかます。

- 個人継続 …60ポイント
- 個人新規 …50ポイント
- ファミリー …新規 100ポイント  
…継続 120ポイント

チャレンジゆうAchi 申し込み、お問い合わせ先 中央公民館内事務局 43-2061